

第3回滋賀県・市町調整会議 次第

日時：平成24年(2012年)2月1日(水) 15時～

場所：自治研修センター 視聴覚教室

1 開 会

2 懇 談

「県と市町の施策・事業のあり方についての見直し」について

滋賀県流域治水基本方針の策定について

地方分権・地域主権改革の推進と関西広域連合の取組について

大規模災害から住民の命を守るため、警察と市町の連携のあり方について

3 閉 会

第3回滋賀県・市町調整会議 出席者名簿

日時：平成24年2月1日 15時～
場所：自治研修センター 視聴覚教室

団 体 名	出 席 者	
大 津 市	政 策 調 整 部 長	奥 村 節 子 ※
彦 根 市	欠	席 ※
長 浜 市	副 市 長	中 嶋 良 立
近 江 八 幡 市	副 市 長	津 村 孝 司
草 津 市	副 市 長	山 岡 晶 子
守 山 市	副 市 長	秋 山 新 治
栗 東 市	副 市 長	平 田 善 之
甲 賀 市	政 策 監	田 村 善 一
野 洲 市	政 策 調 整 部 長	東 郷 達 雄 ※
湖 南 市	副 市 長	西 田 一 夫
高 島 市	副 市 長	竹 脇 義 成
東 近 江 市	副 市 長	谷 和 彦
米 原 市	副 市 長	柴 田 高 丸
日 野 町	副 町 長	岡 村 明 雄
竜 王 町	副 町 長	青 木 進
愛 荘 町	副 町 長	宇 野 一 雄
豊 郷 町	政 策 調 整 主 監	村 西 康 弘 ※
甲 良 町	総 務 課 長	山 本 貢 造 ※
多 賀 町	総 務 課 長	小 管 俊 二 ※
滋 賀 県	副 知 事 総 合 政 策 部 長 総 務 部 長 総 務 部 管 理 監 土 木 交 通 部 次 長 土 木 交 通 部 次 長 土 木 交 通 部 長 土 木 交 通 部 警 備 課 長 土 木 交 通 部 警 備 課 長 土 木 交 通 部 警 備 課 長	荒 川 敦 治 西 嶋 栄 治 漣 藤 寿 生 北 村 朋 生 山 中 隆 明 小 笠 原 俊 明 美 濃 部 博 博 高 橋 曉

※副市町長を置いていない市町

テーマの趣旨（概要）

「県と市町の施策・事業のあり方についての見直し」について

地域主権改革の進展などの環境変化に対応し、個性豊かで活力ある地域社会を実現するため、事務の共同化や重複する事務の解消など、県と市町の施策・事業のあり方についての見直しが求められている。

このため、今年度、「地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議」において、県と市町で率直な対話を重ねながら、具体的な施策・事業について事務レベルでの検討を行い、今般、取りまとめ案を作成したところである。

今後、この取りまとめ案記載の具体的な施策・事業について、市町と県の各担当部局間等で具体的に協議や検討等を行うこととなるが、市町と県の両者が協力しながら円滑に進めていく必要があることから、この取組の推進について意見交換を行いたい。

滋賀県流域治水基本方針の策定について

滋賀県流域治水基本方針(案)の策定経過については、今まで、流域治水検討委員会(住民会議)や流域治水検討委員会(学識者部会)での議論を提言として受け、基本方針の内容に反映させ、琵琶湖流域推進部会や流域治水検討委員会(行政部会)で議論を深めてきたところ。

昨年6月8日の常任委員会でパブリックコメントの意見とそれに対する県の考え方について報告したところ、委員から議会の議決事件にすべきでないかとの意見が出され、7月19日の議会運営委員会で議決事件として決定された。

それを受け、9月議会で策定の目的と概要を報告し、11月議会の審議を経ての策定を目指したが、11月議会で市町の首長の十分な理解が得られていないことを理由に継続審議案件となった。

以上の経過を受け、市町調整会議の場で、改めて基本方針(案)について説明をさせていただき、理解を深めたい。

地方分権・地域主権改革の推進と関西広域連合の取組について

地方分権・地域主権改革は、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の実現に向けた重要な改革である。

平成22年6月の「地域主権戦略大綱」の閣議決定や、今年度の一括法の制定等を受け、本県では、県から市町への権限移譲や義務づけ・枠付けの見直し、国出先機関の原則廃止に向けた検討等を行っているところ。

また、関西広域連合では、防災や観光、産業振興等7つの分野などについて府県境を越える広域課題に取り組むほか、国出先機関の原則廃止に向けて、まずは、「経済産業局」「地方整備局」「地方環境事務所」の3機関の「丸ごと移管」を進めている。

国では、地域主権戦略会議において、国出先機関の事務・権限の移譲に向け、広域的実施体制の枠組み等について検討されているところであり、平成24年通常国会に法案を提出し、平成26年度中の事務・権限の移譲を目指す方針である。

これらの取組は、市町と県の役割分担など地方自治のあり方に関わるものであり、市町と県の双方が協力しながら、進めていく必要があることから、意見交換を行いたい。

大規模災害から住民の命を守るため、警察と市町の連携のあり方について

東日本大震災では、大規模な津波発生により、市町をはじめ警察機能そのものが喪失した場合における治安への影響、また、大震災に伴い発生した、原子力発電所における事故が地域社会へ与える影響の深刻さを痛感させられた。

本県には、琵琶湖西岸断層帯をはじめ、多数の活断層が存在し、地震発生時は土砂災害、家屋倒壊、道路寸断などにより、地域住民の孤立化が想定されるほか、県境から最短で約13キロメートルの位置に原子力発電所が所在しており、台風による豪雨等に伴う風水害等、大規模災害がいつ発生してもおかしくない。

このような中、県警察では、東日本大震災や過去の阪神・淡路大震災、新潟中越地震の被災地での教訓、「災害対策フォーラム」等により地域住民から聴取した、災害に対する御意見等を集約する一方、既存計画、訓練、装備資機材をはじめとする災害への対処能力を総点検し、平成23年9月、「災害から県民の命を守るための緊急プラン」を策定し、緊急に必要な施策、対策等への取組みを始めた。

また、12月には、警察本部長を長とする「滋賀県警察災害対策検討委員会」を設置し、同緊急プランも踏まえた上で、組織横断的に災害対策の抜本的な見直しを進めているところである。

このような中、「災害対策フォーラム」における地域住民から県警察への提言は、

- 1 警察通信を活用した被害状況の早期把握と救助・避難誘導に向けた正確な情報発信
- 2 県、市町等の関係機関との連携の強化と情報共有
- 3 地域の防災拠点としての警察署、交番等の整備と活動の強化
- 4 救助用具等の日常からの充実と発生時の有効な活用
- 5 訓練による警察職員の危機意識の高揚とマンパワーの充実

であったが、この中でも「警察と県、市町等の連携等」に対する期待が盛り込まれている。

大規模災害から地域住民の命を守るため、警察と市町との連携は欠かせないものであり、現在推進中の災害対策に対する検討にも反映できるよう、警察と市町の連携のあり方について、取組みの実現、拡充とその効果を一層高めるための方策等について意見交換を行いたい。